

預金保険法第80条に基づく「業務及び
財産の状況等」に関する報告書

平成14年2月1日

東京信用組合

金融整理管財人

目 次

I 業務及び財産の状況等に関する報告	頁
1. 管理を命ずる処分を受けるに至った経緯等について	
(1) はじめに	3
(2) 経営破綻の原因	3
① 当組合をとりまく経営環境と経営状況	3
② 経営破綻に至った経緯	3
③ 破綻に至った要因	3
(3) 管理を命ずる処分までの状況	4
① 資本の状況	4
② 自己資本回復の断念	4
2. 業務及び財産の状況について	
(1) 与信業務	4
(2) 預金業務	5
(3) 投資等業務	5
① 投資有価証券	5
② 商品有価証券	5
(4) 固定資産の状況	6
(5) 不良債権の状況	6
(6) 関係会社の状況	7
3. 事業譲渡等の見込みについて	
(1) 基本方針	7
① 早期譲渡	7
② 優良な顧客基盤・資産の維持	7
③ 経費の削減	7
④ 地域金融機能の維持	7
⑤ 内部管理体制の整備	7
⑥ 責任追求体制の整備	7
(2) 具体的施策	7
(3) 事業譲渡の見込み	7

II 経営に関する計画	8
1. 「業務及び財産の管理に関する計画」の基本方針	8
(1) 円滑な事業譲渡の早期実施	8
(2) 業務の暫定的な維持継続による金融仲介機能の維持 優良な顧客基盤の維持	8
(3) 公的費用の極小化	8
(4) 地域経済等への配慮	8
(5) 内部管理体制の確立	8
(6) 旧経営陣等の責任追及体制の確立等	8
2. 業務の暫定的な維持継続による金融仲介機能の維持の方針	9
(1) 基本運営方針	9
(2) 管財人会議、業務運営会議の設置	9
(3) 個別業務運営方針	9
① 与信業務運営方針	9
② 資金調達業務運営方針	10
③ 投資業務運営方針	10
④ 経費運営方針	10
⑤ その他の業務運営方針	10
3. 事業譲渡等を円滑に行なうための方策	10
(1) 経営責任の明確化	10
① 旧経営陣の辞任等	10
② 役員退職慰労金	10
(2) 経費の削減	11
① 人員及び人件費の削減	11
② 物件費の削減	11
(3) 保有資産の処分	11
(4) 内部管理体制の整備	11
(5) 関係会社の整理	11
(6) 不良債権の回収強化	12
4. 法令等の遵守	12
5. 預金保険法第83条に定められた措置を 効果的に実施するための体制整備等	12 12

I. 業務及び財産の状況等に関する報告

1. 管理を命ずる処分を受けるに至った経緯等について

(1) はじめに

当組合は、平成13年6月15日、預金保険法第74条第5項に基づき、金融庁長官に対し、「当組合の財産をもって債務を完済することができない」旨の申出を行ないました。

これを受けて、同日、金融庁長官より預金保険法第74条第1項に基づき「金融整理管財人による業務及び財産の管理を命ずる処分」（以下「管理を命ずる処分」という。）を受けました。

金融整理管財人は、預金保険法第80条に基づく報告の求めに応じ、当組合の業務及び財産の状況等につき調査を行ないましたので、以下のとおりご報告いたします。

なお、本調査作業につきましては、平成13年6月15日に選任されてから、直ちに開始致しましたが、時間的制約等もあり本報告書の内容について必ずしも十分ではないかと思われる事項もあります。

しかしながら、預金保険法第83条に基づき、現在さらに旧経営陣等の民事上や刑事上の責任を明確にするための調査もすすめており、後日、より明らかにできるものと考えております。

(2) 経営破綻の原因

① 当組合をとりまく経営環境と経営状況

当組合は、昭和27年5月、都内燃料業者を構成員として、業界の経済的地位の向上に寄与することを目的として、設立されました。その後一部地域的性格への転換を行ない同39年に現名称となりました。営業地域は、燃料業界は都内一円、地域については、千代田区、新宿区、中野区、中央区、杉並区、武蔵野市、三鷹市、小金井市、国分寺市、西東京市、小平市、府中市とし、店舗は千代田区に本店、国分寺市、西東京市に支店を置いています。営業体制は主として訪問、集金活動により小口の預金を集め、中小零細企業者等に対して融資する等を行なってまいりました。

② 経営破綻に至った経緯

協同組織金融機関の原点として燃料業を中心とした業域分野、地域組合員への資金提供等業容拡大を図ってまいりましたが、バブル崩壊後、地価の下落や長期にわたる景気低迷等が、小売、飲食業、不動産業など組合員の中核をなす企業・個人事業者にも深刻な影響を与え、貸出金の不良債権化が進むことになりました。

当組合は、資産内容の健全化に努めるとともに不採算店舗である銀座支店の本店への統廃合を平成9年9月実施、及び人件費を含めた経費の節減に努めてまいりましたが、取引先の事業悪化等から、償却・引当額の増加により自己資本の減少を招きました。こうした状況の中にあって、当組合では自主再建を断念しました。

③ 破綻に至った要因

融資審査体制や貸出先企業の実態把握及び延滞先への督促がおろそかになっていたなど、管理・回収体制が十分とは言えず、このことと景気低迷下にあって、特に都心部店舗での貸出に不良債権化が進み、その改善施策が実現できなかったことが破綻に至った主たる原因と考えられます。

(3) 管理を命ずる処分までの状況

① 資本の状況

上述のとおり、償却・引当の増加により、自己資本の減少が見られるなかで、平成12年3月末を基準日として実施されました金融庁検査の結果等を踏まえ、平成13年3月末を基準日として自己査定を実施したところ、新たに3,698百万円の償却・引当が必要となり、4,608百万円の償却・引当の計上を余儀なくされた結果3,830百万円の債務超過の状況となり、自己資本比率もマイナス56.22%となりました。

② 自己資本回復の断念

このような状況から、収益増強のための消費者ローンの推進、人件費を含めた経費の節減、更には平成8年から数次（最終平成11年冬）に亘る出資金の増加などの自己資本充実策を実施したものの功を奏せず、当組合の財産をもって債務を完済することできないとの判断に基づき、6月15日、預金保険法第74条第5項に基づく申出を行なうにいたしました。

2. 業務及び財産の状況について

(1) 与信業務

当組合の与信業務については、営業店周辺の燃料（業）を含む小売業、サービス業、飲食店を含む中小零細企業者や個人への融資が多くを占めております。

<貸出残高推移> 店舗数：3店

(単位：百万円、%)

	10年3月末		11年3月末		12年3月末		13年3月末		業界平均 (13年3月期)	
		構成比		構成比		構成比		構成比		構成比
貸出金残高	12,021	100.00	11,988	100.00	11,160	100.00	10,269	100.00	42,927	100.00
うち中小企業	8,627	71.8	8,513	71.0	8,098	72.6	7,816	76.1	29,059	67.7
うち個人	3,394	28.2	3,475	29.0	3,062	27.4	2,453	23.9	13,325	31.0
うちその他	0	0	0	0	0	0	0	0	543	1.3

※ 「その他」には、地方公共団体が含まれる。

※ 業界平均については、全国平均、全信中協データによる。

(2) 預金業務

当組合の預金業務では個人預金の構成比が高く、主に中小企業主やその家族、従業員への活動により維持されてまいりました。

<預金残高推移> 店舗数：3店

(単位：百万円、%)

	10年3月末		11年3月末		12年3月末		13年3月末		業界平均 (13年3月期)	
		構成比		構成比		構成比		構成比		構成比
預金残高	14,919	100.00	15,027	100.00	14,176	100.00	13,582	100.00	65,732	100.00
うち個人預金	11,018	73.8	11,194	74.5	11,286	79.6	11,112	81.8	52,367	79.7
うち法人個人	3,813	25.6	3,726	24.8	2,780	19.6	2,366	17.4	11,118	16.9
うちその他	88	0.6	107	0.7	110	0.8	103	0.8	2,247	3.4

※「その他」には公金預金、金融機関預金が含まれる。

※業界平均については、全国平均、全信中協データによる。

(3) 投資等業務

①投資有価証券

投資有価証券につきましては、株式・投資信託の運用を行ってまいりましたが、破綻公表後、資金繰り対策として売り切りを行い、残高は大幅に減少しました。

<投資有価証券残高推移>

(単位：百万円)

	平成11年3月末	平成12年3月末	平成13年3月末	平成13年3月末の評価損益
投資有価証券	1,440	1,910	2,002	△996
国債・地方債	10	11	4	0
社債	40	6	0	0
株式	86	633	878	△543
その他	1,304	1,260	1,120	△453
貸付有価証券	0	0	0	0

②商品有価証券

当信用組合は、商品有価証券は保有していません。

(4) 固定資産の状況

保有固定資産（営業用不動産、所有不動産）の状況は以下のとおりです。

今後は、業務運営上必要不可欠なもの以外は順次売却する方針といたします。

<固定資産の状況>

(単位：百万円)

	土 地				建 物		
	件数	簿価 取得価格	評価額	含み損益	件数	簿価 取得価格	簿価 償却後
事業用 不動産	2	224	177	△47	2	39	3
所有 不動産	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし

(5) 不良債権の状況

当組合の不良債権は以下のとおりとなっています。

<リスク管理債権の状況>

(単位：百万円、%)

区 分	12年3月期		13年3月期		業界平均(13年3月期)	
	貸出金 残高	貸出金 に占め る割合	貸出金 残高	貸出金 に占め る割合	貸出金 残高	貸出金 に占め る割合
破綻先債権	201	1.8	2	0.0	1,163	2.3
延滞債権	1,438	12.9	5,961	58.1	4,402	8.8
3ヵ月以上延滞債権	322	2.9	155	1.5	195	0.4
貸出条件緩和債権	491	4.4	451	4.4	2,239	4.5
合 計	2,454	22.0	6,571	64.0	7,999	16.0

<金融再生法の開示債権>

(単位：百万円、%)

区 分	平成13年3月期		業界平均(平成13年3月期)	
	金額	債権の占める割合	金額	債権の占める割合
破綻更生債権等	4,575	40.7	3,311	6.2
危険債権	1,433	12.7	2,510	4.7
要管理債権	607	5.4	2,382	4.5
正常債権	4,639	41.2	44,817	84.5
合 計	11,255	100.00	53,020	100.00

(6) 関係会社の状況

該当ありません

3. 事業譲渡等の見込みについて

(1) 基本方針

①早期譲渡

預金保険機構による資金援助を前提に、円滑な事業譲渡を早期に行うことにより、金融仲介機能の維持および当組合の事業価値の劣化防止に努めます。

②優良な顧客基盤・資産の維持

優良な顧客基盤や資産を維持し、金融機関としての信任を取り戻すとともに、顧客の信頼回復に全力を尽くします。

③経費の削減

円滑な事業譲渡を行うため、人件費・物件費等の営業経費の削減を図ります。

④地域金融機能の維持

当組合の営業地域において、引き続き地域の中小零細企業者等に対する金融サービスの提供に支障が生じないように配慮いたします。

⑤内部管理体制の整備

内部事務の厳正化及び相互牽制の徹底など体制面の整備を図り、受皿金融機関への円滑な事業譲渡を目指します。

⑥責任追及体制の整備

預金保険法第83条に基づき、内部調査体制の整備を図り、旧経営陣等の責任を明確にいたします。

(2) 具体的施策

預金保険法の趣旨を十分に踏まえ、業務の円滑な譲渡および善意かつ健全な取引先の保護のため、早期に事業譲渡を行うよう最大限努力いたします。

(3) 事業譲渡の見込み

現在、複数の金融機関と守秘義務契約を締結し譲渡交渉を行なっているところであり、早期に事業譲渡できるよう努力して参ります。